

札幌市簡易舗装路面点検システム導入運用業務

提案説明書

令和6年（2024年）4月

札幌市 建設局 土木部

## 提案説明書

### 1 業務名

札幌市簡易舗装路面点検システム導入運用業務

### 2 業務目的

札幌市内の幹線・補助幹線道路等における車道の舗装路面の定期点検は、委託業務により舗装路面性状専用車を用いて調査し、データを整理して既存システムに反映させている。しかし、従来の方法では、札幌市全体の舗装路面の点検を担うには費用面や時間的、地理的制約などに関する課題がある。

また、既存システムの経年劣化や、業務における指示や報告などに紙、電話及び既存システムなど様々な手法を用いていることから、職員の事務負担を軽減させることも必要と考えている。

一方、道路維持管理受託者（以下「維持受託者」という。）も事務の効率化や担い手を確保することが不可欠である。

これらの課題を解決するために、AI を活用した簡易舗装路面点検システムを導入することで、路面性状値の調査範囲を拡大させることができ、調査結果を反映させる地図システムとともに、職員と維持受託者間のコミュニケーションツールの活用、報告書の電子化などで生産性の向上を図る。

### 3 契約概要

#### (1) 契約方法

公募型企画競争により選定された委託候補業者との随意契約

#### (2) 業務履行期間

契約締結日から令和7年（2025年）3月31日まで

### 4 契約限度額

22,000千円（消費税及び地方消費税を含む。）

※うち、運用保守に係る経費については、初年度14,000千円/年、次年度20,000千円（消費税及び地方消費税を含む。）を参考揭示額とする。

契約は別途設定する予定価格の範囲内で行うものとする。

契約金額には、導入・構築、運用保守等に係る一切の経費を含むとともに、企画提案により付加された機能など、仕様書に記載はないが、実施が効果的と認められる事項を行う場合においても、本契約金額の中で支出することとする。

なお、令和7年度以降も運用の継続を予定しているが、令和7年度以降の運用保守等業務については、業務の仕様や性質に応じた適切な契約方法により契約を行う予定。

ただし、市議会での議決を経て各年度予算が成立することが契約締結の条件となる。

## 5 業務内容

調達仕様書のとおり

## 6 参加資格要件

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での入札参加を希望していないこと。
- (3) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者または民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (4) 札幌市競争入札参加停止等措置要領に基づく参加停止措置を受けている期間中でないこと。
- (5) 令和4～7年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）に登録されている者であること。
- (6) 過去5年以内に行政分野でのAIを活用した簡易路面点検の導入実績があること。
- (7) 調達仕様書「6 システム機能要件」の「(1)簡易路面点検に関する機能要件」及び「(2)コミュニケーションツールに関する機能要件」の必須項目をすべて有しているシステムであること。

## 7 企画提案を求める項目

### (1) 業務遂行能力に関すること

本業務に活かすことができるかと考える類似業務の実績と、その実績を本業務にどのように活かすのか提案すること。また、本業務の執行体制及びスケジュールについて提案すること。なお、上記の記載は（様式4）に行うこと。

### (2) システムに関すること

システム概要、ユーザーインターフェイス、使用端末、マニュアル、機能、セキュリティ、GISシステム等の連携方法、システムのアップデートについて提案すること。

### (3) AI 技術を活用した点検に関すること

点検項目や精度、点検機器の搭載方法及び操作方法について提案すること。また、点検精度の向上や点検項目の追加など、将来計画がある場合は、その内容を提案すること。

### (4) その他

令和6年度の導入経費、運用保守経費、令和7年度から令和10年度までの運用保守経費を提案すること。

## 8 契約候補者の選定方法

### (1) 審査

「札幌市簡易舗装路面点検システム導入運用業務に係る企画競争実施委員会（以下「実施委員会」という。）の審査において、提案された企画のヒアリング審査を実施し、最高点を獲得した企画提案者を契約候補者とする。ただし、企画提案者が6者以上となった場合は、下記の審査基準により、企画提案書の書類審査を行い、委員の評価の合計点数の上位5者までの企画提案に対してヒアリング審査を実施する。

### (2) 審査基準

別表「評価基準表」のとおり

### (3) 評価方法・最低基準点

実施委員会の各委員による採点を合計する総合点数評価とする。また、最低基準点を満点の6割とし、最低基準点に満たない場合は、契約候補者とししない。

(4) 採点が同点の場合の取扱

同点の事業者が2者以上あった場合には、実施委員会で協議のうえ選定する。

(5) 参加者が1者であった場合

最低基準点（満点の6割）以上の場合に限り契約候補者として選定する。

9 企画提案に係る手続き・スケジュール

(1) 手続き関係様式

様式を定めるものは以下のとおり。

|     |          |
|-----|----------|
| 様式1 | 質問書      |
| 様式2 | 参加意向申出書  |
| 様式3 | 企画提案書提出書 |
| 様式4 | 企画提案者概要  |

(2) スケジュール

|   |  |
|---|--|
| ① | 質問の受付 / 4月26日（金）17：00まで  |
|   | <ul style="list-style-type: none"><li>・質問書（様式1）に、要旨を簡潔にまとめて提出すること。</li><li>・提出方法は、電子メールとし、電話や窓口での質問は受け付けない。（送信先は後記16）</li><li>・電子メールのタイトルは、「札幌市簡易舗装路面点検システム導入運用業務 質問書（事業者名）」とする。</li><li>・質問の回答は、随時、電子メールにより質問書の提出者に回答するほか、随時ホームページ上に掲載する（質問を行った事業者名等は公開しない）。</li><li>・受付期間内に到着しなかった質問書については、原則として回答しない。</li></ul> |
| ② | 参加意向申出書の受付 / 5月8日（水）17：00まで  |
|   | <ul style="list-style-type: none"><li>・企画提案への参加を希望する事業者は、後記10(1)の「参加意向申出書（様式2）」を提出すること。</li><li>・提出方法は、電子データをメールで送付するとともに、書留郵便やレターパック等受領確認ができる方法で送付（締切日必着）又は持参（土、日、祝を除く9：00～17：00）とする。（送付先は後記17に記載）</li><li>・参加資格審査結果は個別に通知する。</li><li>・提出書類に不備・不足がある場合は受け付けない。</li></ul>  |
| ③ | 企画提案の受付 / 5月15日（水）17：00まで  |
|   | <ul style="list-style-type: none"><li>・後記10(1)の「企画提案書提出書（様式3）」「企画提案者概要（様式4）」「企画提案書（様式任意）」「見積書（様式任意）」を全て提出すること。なお、企画提案書については、後記10(2)の留意事項を確認の上、作成すること。</li><li>・提出方法は、電子データをメールで送付するとともに、書留郵便やレターパック等受領確認ができる方法で送付（締切日必着）又は持参（土・日・祝日を除く9：00～17：00）とする（送付先は後記17に記載）。</li><li>・提出書類に不備・不足がある場合は受け付けない。</li></ul>      |

|   |   |
|---|---|
| ④ | 書類審査の実施 / 5月17日(金)を予定   |
|   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・企画提案者が6者以上となった場合、上記の審査基準により、企画提案者の書類審査を行い、ヒアリング審査を行う上位5者までの企画提案を選定し、企画提案提出者に通知するものとする。</li> </ul>   |
| ⑤ | ヒアリング審査の実施 / 5月22日(水)を予定  |
|   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・企画提案者によるプレゼンテーション及び委員からのヒアリングを行い、契約候補者を選定する。</li> <li>・開始時間や場所は、別途期日前に企画提案書を提出した事業者に連絡する。</li> <li>・審査は、1企画提案あたり、30分間(企画提案書のプレゼンテーション15分、質疑応答15分)を想定し、順次個別に行うものとする。</li> <li>・出席者は3人以内とし、事前に提出した企画提案書についてプレゼンテーションを実施すること。なお、追加の資料配布は認めない。</li> <li>・企画提案書のプレゼンテーションは、大型モニター(49インチ)及びHDMIケーブルを、審査会場に備え付けておくので利用可能である。ただし、利用する場合は、ヒアリング審査の3開庁日前までに後記17へその旨を申し出ること。</li> <li>・大型モニターには、企画提案書を投影することとし、それ以外の表示は認めない。</li> <li>・審査の公正を期すため、事業者名を述べることは認めない。</li> <li>・ヒアリングに出席しない事業者の提案は無効とする。</li> </ul> |
| ⑥ | 審査結果通知 / ヒアリング審査実施後   |
|   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・審査の結果は、速やかに提案者全員に対し、文書により通知する。</li> <li>・審査の過程については公表しない。</li> <li>・審査結果に対する質問は通知日から起算して10日間までの期間に受け付ける。</li> <li>・連絡方法は電子メール又は電話(土・日・祝日を除く9:00~17:00)とする。回答は質問者に対して個別に行う。</li> </ul>   |
| ⑦ | 契約手続き   |
|   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・本件業務の委託契約は、上記審査により選定された事業者の企画提案を基に、当該事業者と本市における協議・調整を経て確定した仕様書に基づき、当該事業者から別途見積書の提出を受けた後に締結する。詳細は、選定事業者に対し別途通知する。</li> <li>・選定した受託予定者が委託契約を辞退した場合は、企画提案の審査で次点の評価を受けた事業者を選択する。ただし、次点の評価を受けた事業者が、最低基準点に満たない場合は選定しない。</li> <li>・契約条件等に関しては、別紙「契約約款」によるほか、業務内容の詳細については企画提案された内容を踏まえ、札幌市と契約候補者の協議により決定する。</li> </ul>  |

## 10 提出書類及び留意事項

### (1) 提出書類

#### 【全ての事業者が提出する書類】

| 提出書類          | 部数           | 提出期限                |
|---------------|--------------|---------------------|
| 参加意向申出書（様式2）  | 正本1部         | 5月8日（水）<br>17：00まで  |
| 企画提案書提出書（様式3） | 正本1部         | 5月15日（水）<br>17：00まで |
| 企画提案者概要（様式4）  | 正本1部<br>副本8部 |                     |
| 企画提案書（様式任意）   | 正本1部<br>副本8部 |                     |
| 見積書（様式任意）     | 正本1部<br>副本8部 |                     |

### (2) 企画提案書の作成に係る留意事項

ア 企画提案書はA4判（縦・横不問）、両面印刷で最大20ページ以内（表紙及び目次を除く。）とし、ページの通し番号を付すこと。

イ 正本にのみ、提案事業者名、所在地、代表者、総括責任者氏名、電話番号及びメールアドレスを記載すること。

ウ 審査の公正を期すため、副本には、会社名、住所、ロゴマークなど、企画提案者を特定できる表示を付さないこと。

エ 見積書については、本番稼働までの導入経費、本番稼働後の令和6年度の運用経費、令和7年度から令和10年度までの運用経費をそれぞれ年度ごとに分けたものとし、積算根拠として、内訳書を添付すること。

なお、令和7年度以降の運用保守に関する経費については、本契約における契約限度額を踏まえ、令和7年度以降の事業継続のための適切な経費を見積もりすること。また、市ホームページの更新など受託者が行わない作業に係る費用は想定経費には含めないこととする。

オ 当該見積書は、企画提案書が選定された事業者との契約額を確定するものではない。

カ 提出に当たっては、一式をクリップで留めることとし、ステープラーは使用しないこと。また、特別な製本も行わないこと。

## 11 参加資格の喪失

本企画競争において、企画提案者が参加資格を有することを確認したときから審査が確定するまで（契約候補者にあつては契約を締結するまで）において、次のいずれかに該当するときは、提出された企画提案に関する評価は行わず、又は契約候補者としての選定を取り消すこととする。

- (1) 参加資格を満たしていないことが判明し、又は満たさないこととなったとき
- (2) 提案書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき
- (3) 不正な利益を図る目的で実施委員会の委員等と接触し、又は利害関係を有することとなったとき

## 12 失格事項

以下のいずれかに該当した者は失格とする。

- (1) 提出書類の提出期間、提出場所、提出方法、記載方法等が、本提案説明書及び各様式にて定める内容に適合しなかった者
- (2) 審査の公平性を害する行為を行った者
- (3) その他、本提案説明書等に定める手続き、方法等を遵守しない者

## 13 参加資格等についての申立て

本企画競争において、参加資格を満たさないもしくは満たさないこととなった等の通知を受けた日の翌日から起算して10日（札幌市の休日を定める条例（平成2年条例第23号）で規定する休日を除く。）以内にその理由等について書面により求めることができる。

## 14 審査についての申立て

企画提案者は自らの評価に疑義があるときは、選定結果に係る通知を受けた日の翌日から起算して3日（札幌市の休日を定める条例（平成2年条例第23号）で規定する休日を除く。）以内に、自らの審査について書面により疑義の申立てを行うことができる。



## 15 著作権に関する事項

- (1) 企画案の著作権は各企画提案者に帰属する。
- (2) 札幌市が本業務の実施に必要と認めるときは、企画案を札幌市が利用（必要な改変、書類の複製を含む。）することを許諾するものとする。この場合、あらかじめ企画提案者に通知するものとする。
- (3) 企画提案者は、札幌市に対し、企画提案者が企画案を創作したこと及び第三者の著作権をはじめとした、いかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証するものとする。
- (4) 企画案の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、企画提案者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ札幌市に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。
- (5) 提出された企画案その他本企画競争の実施に伴い提出された書類について、札幌市情報公開条例（平成 11 年条例第 41 号）に基づき公開請求があったときは、同条例の定めにより公開する場合がある。

## 16 その他留意事項

- (1) 本企画競争に係る一切の費用については企画提案者の負担とする。
- (2) 企画提案書提出期限後の提出、差替え、変更、再提出及び追加は認めない。
- (3) 業務従事者一覧に記載された総括責任者は、市長が特別の理由があると認めた場合を除き、変更することができない。
- (4) 札幌市が提出した資料は、札幌市の了解なく公表、使用することができない。

## 17 問合せ先（担当部局）

〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目 札幌市役所本庁舎 6 階北側

札幌市建設局 土木部 道路維持課 事業係（契約担当）

TEL：(011) 211-2632 FAX：(011) 218-5123

メールアドレス：doroiji-jigyou@city.sapporo.jp

## 【評価基準表】

| 審査項目                       | 審査の視点  | 評価点 |    |   |   |     | 配点 |
|----------------------------|--|-----|----|---|---|-----|----|
|                            |  | 5   | 4  | 3 | 2 | 1   |    |
| (1) 業務遂行能力に関する<br>こと       | これまでの行政分野での簡易路面点検システムの導入に十分な実績があり、経験及びノウハウを活かした適切な人員配置が予定されているか。 | 5   | 4  | 3 | 2 | 1   | 10 |
|                            | 本業務が適切かつ円滑に遂行できるスケジュールとなっているか。                                   | 5   | 4  | 3 | 2 | 1   |    |
| (2) システムに関する<br>こと         | 利用者にとっての利便性に優れたユーザーインターフェースで、明瞭なデザインになっているか。                     | 15  | 12 | 9 | 6 | 3   | 60 |
|                            | 入力や閲覧で使用する端末は利用者の利便性に配慮したものになっているか。                              | 5   | 4  | 3 | 2 | 1   |    |
|                            | マニュアルの構成等に関して、利用者への配慮がわかる具体的な提案があるか。                             | 5   | 4  | 3 | 2 | 1   |    |
|                            | 任意項目に関して事務負担軽減に繋がる有意義な機能を有しているか。                                 | 15  | 12 | 9 | 6 | 3   |    |
|                            | 情報セキュリティに関する事項について、利用者の利便性、操作性等に配慮した上で、基準を満たした仕様になっているか。         | 5   | 4  | 3 | 2 | 1   |    |
|                            | GIS システムやアプリケーションとの連携方法について、事務負担の軽減や利活用の幅が広がるような提案がされているか。       | 10  | 8  | 6 | 4 | 2   |    |
|                            | 導入運用期間中において、システムの機能向上や追加機能の開発、実装について提案がなされているか。                  | 5   | 4  | 3 | 2 | 1   |    |
| (3) AI 技術を活用した点検に関する<br>こと | 路面性状測定に関して高い精度を有しているか。   | 10  | 8  | 6 | 4 | 2   | 25 |
|                            | 点検機器の車両への搭載方法及び操作性など道路パトロールを行う者に配慮した簡単なものか。                      | 10  | 8  | 6 | 4 | 2   |    |
|                            | 導入運用期間における点検精度の向上や点検項目の追加に関する提案があるか。                             | 5   | 4  | 3 | 2 | 1   |    |
| (4) その他                    | 見積書の内容は適正か。  | 5   | 4  | 3 | 2 | 1   | 5  |
| 合計（委員1人当たり）                |  |     |    |   |   | 100 |    |